

V/02

5

身2の義務ヲ存するトス

第十七條 本組合員ハ本組ノ組合費ハ其ノ如何ナル程

由アルニ及度セズ

第十八條 本組合員ニシテ本組合ノ年費ニ及シ本

組合ノ利益ヲ侵損セシ時ハ除名スル事アルベ

シ

第十九條 本組合員ニシテ故ナク組合費ヲ三ヶ月

以上滞納セシトキハ除名スヘシ

第五章 校界

第二十條 本組合ニ九ノ校界ヲ設ク